

12清総契第5号
平成12年4月1日
副管理者決定

改正 平成14年3月20日13清総契第244号
改正 平成16年3月26日15清総契第380号
改正 平成18年3月31日17清総契第589号
改正 平成20年2月15日19清総契第488号
改正 平成21年3月11日20清総契第471号
改正 平成22年3月26日21清総契第281号

工事請負等指名競争入札参加指名要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合が発注する工事の請負契約及び設計・測量・地質調査の委託契約（以下「工事等」という。）に係る競争入札及び競争見積（以下「入札等」という。）に参加させようとする者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、入札等の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方針)

第2条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、中小企業の育成を図るため、各清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設、京浜島不燃ごみ処理センター、品川清掃作業所の所在区及びその隣接区の区内業者の指名に配慮する。

(指名の判断基準)

第3条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 工事等施工能力
- (2) 経営及び信用の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 登録業種
- (5) 発注工事等施工についての技術的適性
- (6) 工事等実績
- (7) 技術者数
- (8) 既発注工事等の施工成績
- (9) 希望の有無
- (10) 地域性
- (11) 指名及び受注の状況
- (12) その他特別な事情

(指名業者数)

第4条 指名業者数は、別表1に定めるとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により指名すべき者が、別表1に定める指名業者数に満たないときは、この限りでない。

(指名の方法)

第5条 発注契約に係る指名に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、管理者が、発注契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札参加

有資格者につき、当該発注契約の予定価格に応じて、等級格付工事等においては別表 2 に定める工事の種別ごとの発注標準金額の区分に応じた等級に属する者のうちから、順位格付工事等においては順位がおおむね上位、中位又は下位にある者のうちから指名するものとする。ただし、特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の二分の一を超えない範囲内において、当該発注契約の予定価格に対応する直近の上位又は下位の資格に属する者のうちから指名することができる。

2 特に緊急を要する工事等、特別の技術を要する工事等、その他工事等の性質又は目的により、前項の規定により難しいものと、契約管財課長等（契約管財課長（契約権限が所長に委任されているものについては所長）をいう。以下同じ。）が認める場合については、競争入札参加有資格者につき、当該発注契約の予定価格に対応する資格の直近上位以上の資格を属する者のうちから指名することができる。

（指名業者等選定委員会への付議）

第 6 条 工事等の契約に係る指名は、指名業者等選定委員会への付議を経て行うものとする。

（特 例）

第 7 条 契約管財課長等が、特殊な技術を要する工事等その他特別な事情がある工事等と認める場合については、この要綱の規定の限りでない。

付 則（平成 12 年 4 月 1 日）

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 14 年 3 月 20 日）

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 16 年 3 月 26 日）

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 18 年 3 月 31 日）

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 20 年 2 月 15 日）

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 21 年 3 月 11 日）

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 22 年 3 月 26 日）

この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

予 定 価 格		指 名 業 者 数
8,000 万円以上		10 者以上
5,000 万円以上	8,000 万円未満	8 者以上
3,000 万円以上	5,000 万円未満	6 者以上
	3,000 万円未満	4 者以上

別表 2

業種番号	業種名	発注標準金額	等級
01	道路舗装工事	2億円以上	A
		8,000万円以上2億円未満	B
		3,000万円以上8,000万円未満	C
		700万円以上3,000万円未満	D
		700万円未満	E
02	橋りょう工事	3億2,000万円以上	A
03	河川工事	1億5,000万円以上3億2,000万円未満	B
04	水道施設工事	4,000万円以上1億5,000万円未満	C
05	下水道施設工事	1,000万円以上4,000万円未満	D
06	一般土木工事	1,000万円未満	E
07	建築工事	4億円以上	A
		2億円以上4億円未満	B
		6,000万円以上2億円未満	C
		1,600万円以上6,000万円未満	D
		1,600万円未満	E
08	電気工事	4,500万円以上	A
09	給排水衛生工事	1,800万円以上4,500万円未満	B
		600万円以上1,800万円未満	C
10	空調工事	600万円未満	D